

### 年度を跨る契約にかかる営業税の取り扱いについて

2009年1月1日より、新営業税暫定条例及び同条例実施細則が施行され、営業税の課税対象取引の範囲が拡大されましたが、2008年末以前に締結している国外取引にかかる契約について、年度を跨って業務が提供される場合の営業税の取り扱いについて不明確な状態でありました。

この度、財政部と国家税務総局は「年度を跨る旧契約にかかる営業税の経過措置の実行に関する通知」(財政[2009]112号)を公布し、年度を跨る旧契約にかかる中国国外取引は、2009年12月31日までは、旧規定を適用する事を明確にしました。

#### 1. 営業税の課税範囲拡大

旧規定では、中国国外で行われる役務提供取引は営業税の課税対象外とされていました。

一方、新営業税暫定条例では、役務の提供者若しくはその享受者のいずれかの所在地が中国国内である場合の中国国外取引も営業税の課税対象とされ、課税範囲が拡大されています。

#### 2. 新通知の内容

(1) 2008年12月末までに締結された契約で、取引発生地が国外であり、享受者が中国国内である場合の営業税の課税対象取引の判断。

・・・契約書の期限到来日と2009年12月31日のいずれか早い日までは、旧営業税の規定を提供。⇒中国国外取引は営業税の課税対象外取引(免税)。

(2) 年度を跨る契約書にかかる税率、納税義務の発生時期、納税場所、源泉徴収義務者、人民元換算率、減免税優遇政策等のその他の税務問題は、2009年1月1日より、新条例と新細則の規定に従う。

新旧の規定に相違がある主な項目は以下の通り。

項目	新規定	旧規定
納税義務の発生時期	○課税役務の提供、無形資産譲渡(貸与)、不動産販売の場合 ・・・営業収入金額受領日 又は営業収入金証憑受領日	○営業収入金受領日又は営業収入金証憑受領日

	<p>※営業収入金受領：代金の受領</p> <p>※営業収入金証憑受領日：書面契約の約定支払日。 書面契約を締結しない場合、書面契約に約定支払日の記載がない場合には、課税行為完了日。</p> <p>○前受方式による不動産販売、建築業及び賃貸業 ・・・前受金受領日</p>	<p>○前受方式による不動産販売 ・・・前受金受領日</p>
納税地	<p>○役務取引・・・<b>役務提供者の所在地</b>又は課税役務発生地</p> <p>○建築業等・・・課税役務発生地</p> <p>○無形資産の譲渡（貸与）・・・譲渡者の所在地</p> <p>○土地使用権の譲渡（貸与）・・・土地の所在地</p> <p>○不動産の販売・賃貸・・・不動産所在地</p>	<p>○役務取引・・・課税役務の発生地</p> <p>○土地使用権の譲渡・・・土地の所在地</p> <p>○不動産の販売・・・不動産所在地</p>
為替レート	<p>○営業取引額が発生した当日、又は当月 1 日の人民元為替レートの間接値を選定することができる。</p> <p>○納税者は事前にいずれかの為替換算レートを選定しなければならず、確定後 1 年間は変更不可。</p>	<p>○営業取引額が発生した当日、又は当月 1 日の人民元為替レートの間接値を選定することができる。</p> <p>ただし、金融保険業を営む企業は、前年度の決算報告書で確定した為替レートとする。</p> <p>○納税者は事前にいずれかの為替換算レートを選定しなければならず、確定後 1 年間は変更不可。</p>

### (3) 過大納付税額の還付等

当該通知文書公布前に、納税者がすでに新営業税暫定条例等の規定に基づき**営業税を納付し**、又は源泉徴収されたため、**過大納税**となっている営業税については、それ以降の**未納税金から控除し、又は還付することが認められる**とされました。

### 3. まとめ

当該通知文書公布前の税務の現場では、2009 年以降支払うものについて新規定を適用して課税するとしていた税務局もありますので、国外取引に該当する契約で年度を跨る契約について、すでに納税されているケースは少なくないものと思われます。

弊社で天津市の主な税務局に確認をしたところ、当該通知通りに取り扱うとの回答でしたので、過大納税となっている企業は、新通知に基づき、旧営業税の規定で課税対象取引を判断することを所轄税務局に確認し、未納税金からの控除若しくは還付の申請の手続きをされた方が良いでしょう。

以上